

平成29年10月1日(日)から

スタート!!

石川労働局

雇用保険電子申請事務センター

現在、各ハローワークで行っている雇用保険電子申請手続きについて、申請受理から審査・決定までの事務処理を迅速化するため、電子申請事務処理を当センターにて集中して行います。ハローワーク金沢・津幡管内の事業所につきましては、8月1日より先行実施しております。

ご注意ください

- 電子申請による申請・届出の提出先は、従来どおり事業所を管轄するハローワークです。電子申請の基本情報画面から管轄ハローワークを選択してください。
- 申請・届出によっては、当センター又は管轄ハローワークから連絡させていただく場合があります。
- 電子申請を利用する場合は、照合省略の認可※を受けることで、賃金台帳等の確認書類の添付を省略することができます。
※認可手続きについては、事業所は管轄のハローワークへ、労働保険事務組合・社会保険労務士は石川労働局雇用保険電子申請事務センターへ申請・お問い合わせください。

◎電子申請事務センター、ハローワークの取り扱い業務について

【電子申請事務センターで取り扱う業務】

- ・雇用保険資格取得届
- ・資格喪失届(離職票交付を含む)
- ・被保険者転勤届
- ・氏名変更届
- ・育児休業給付関係届
- ・介護休業給付関係届
- ・マイナンバー登録・変更に関する届

【管轄するハローワークにて引き続き行う業務】

- ・適用事業所関係に係る届
 - ・高年齢雇用継続給付関係届
 - ・雇用保険受給に係る申請
- 来所による届出・申請は、記載内容の確認等に時間を要する場合がありますので、可能な限り、16時までの提出にご協力をお願いします。

- 電子申請届出後の処理状況のご確認等は、直接、当センターにお願いします。
- 雇用保険制度についてのお問い合わせは、従来どおり管轄ハローワークにお願いします。

石川労働局雇用保険電子申請事務センター

〒920-0024 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階
TEL 076-265-4421 FAX 076-290-0063
開庁日：土日祝、年末年始を除く平日 8:30~17:15

電子申請のご利用をお勧めしています。

●電子申請のご利用が年々増えています！

※平成28年度資格取得届の電子申請利用率 26.0% (27年度比8.1P↑)

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に電子申請を利用する事業主の方が増えています。来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、電子申請の利用をご検討ください。また、来所による届出・申請は記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り16時まで提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

電子申請のメリット

●365日いつでも、パソコンによりどこからでも、申請できます。

●ハローワークに来所する時間や経費の節減になります。

●ハローワーク等への届出書にはマイナンバーの記載が必要となりますが、その個人情報の安全管理にも適しています。

●チェック機能があるので、事前に記入ミスを防止できます。

◎電子申請システムのご利用について

雇用保険電子申請システムのご利用にあたっては、事前準備が必要となります。

1. 電子申請を行う都度、電子署名が必要となりますので、「電子証明書」を入手してください。
電子証明書を発行している機関

【厚生労働省トップページ・厚生労働省からのご案内】 <http://www.mhlw.go.jp/>
[申請・募集・情報公開]電子申請(申請・手続案内)
<http://www.e-gov.jp/help/shinsei/flow/setup04/index.html>

にアクセスして申し込んでください。

2. 次にe-Gov電子申請の利用準備をします。

HPアドレスは <http://www.e-gov.jp/help/shinsei/flow/setup/index.html>

- ①動作確認環境を満たしたパソコンの準備とブラウザの設定変更が必要な場合があります。
- ②Javaをインストールしている。
- ③ポップアップブロックを解除している。
- ④e-Gov電子申請サイトを信頼済みのサイトに登録している。
- ⑤e-Gov電子申請サイトをインストールしている。

3. さあ、電子申請をしましょう。

<http://www.e-gov.go.jp/>